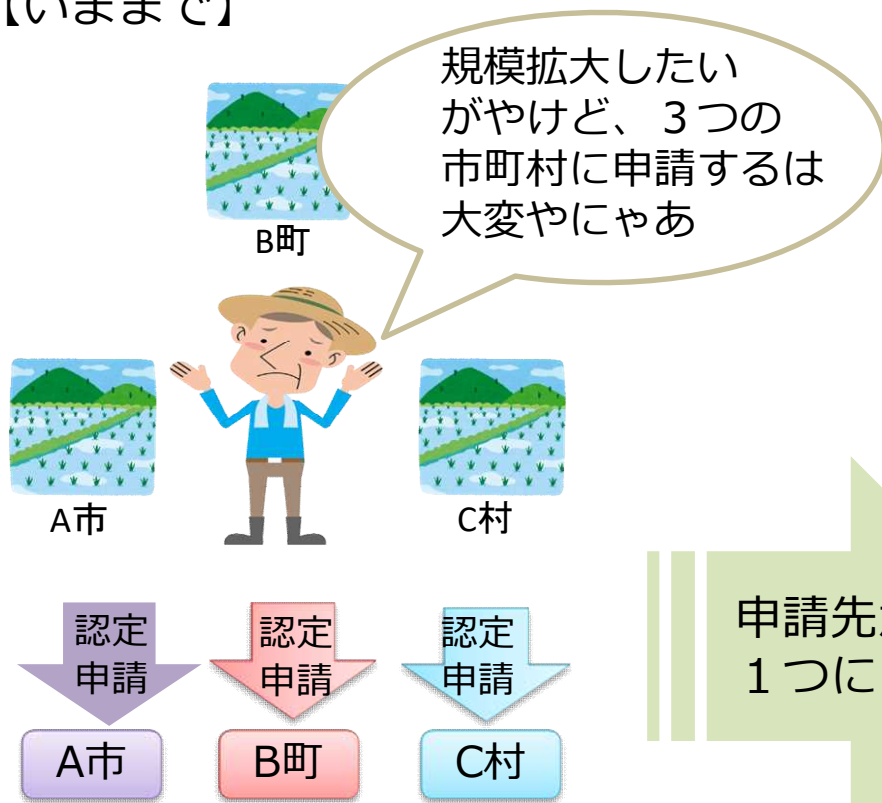


# 農業経営改善計画の高知県認定が始まりました

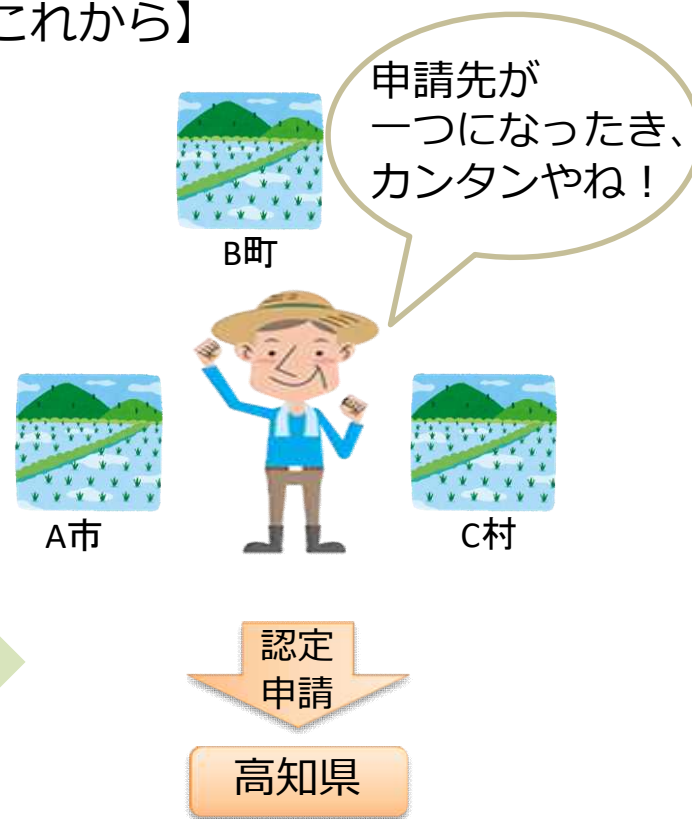
従来、複数の市町村で認定を受けようとする場合は、それぞれの市町村に経営改善計画の認定申請を行う必要がありましたが、令和2年4月から営農区域ごとに申請先が一本化されました。

▶ 高知県のA市・B町・C村で営農している農業者が農業経営改善計画の認定申請を行う場合

【いままで】



【これから】



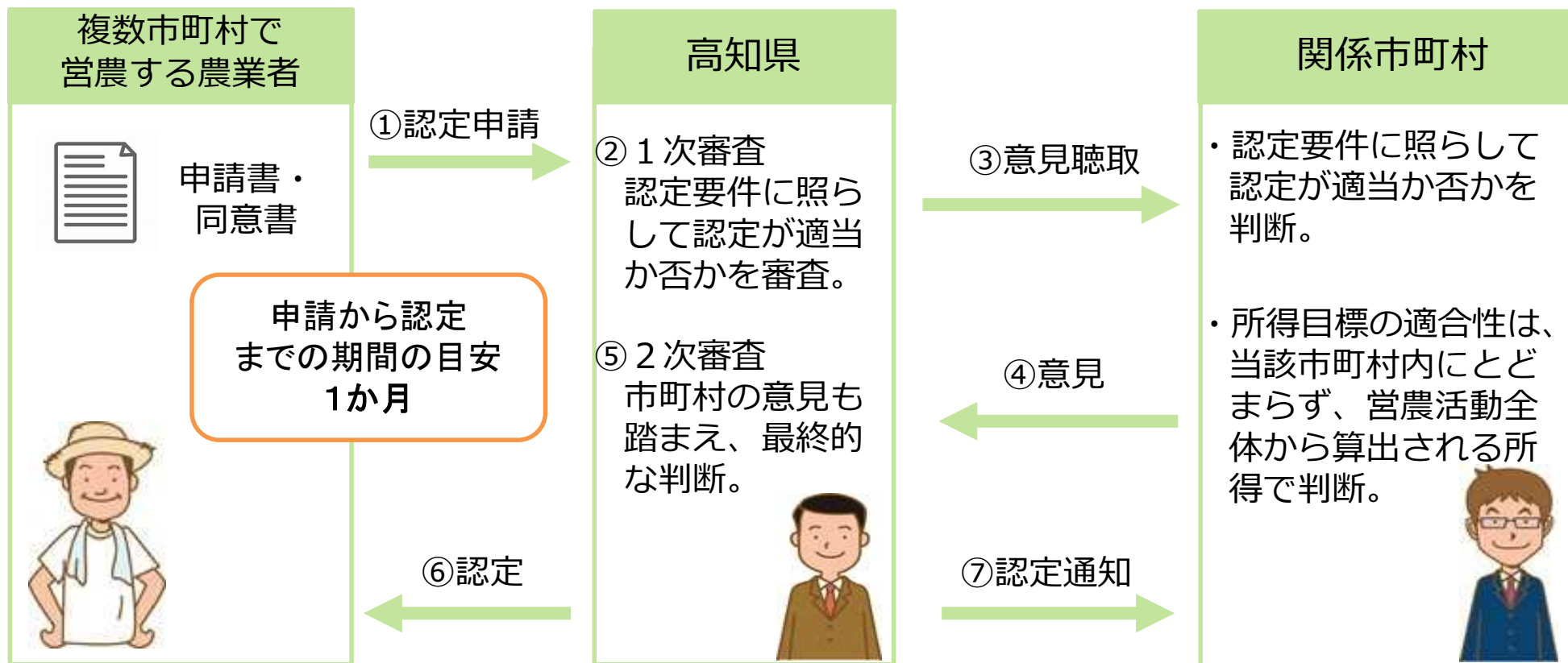
# 申請書類と認定までの流れ

## 申請書類

- ①農業経営改善計画認定申請書
- ②農業経営改善計画の認定に係る個人情報の取扱いについて(同意書)

## 認定のポイント

認定要件（基本構想の所得目標、農用地の効率的かつ総合的な利用等）に照らして認定の可否を判断します。なお、認定の可否を判断するに当たって、営農農地のある市町村に認定の適否について意見聴取します。

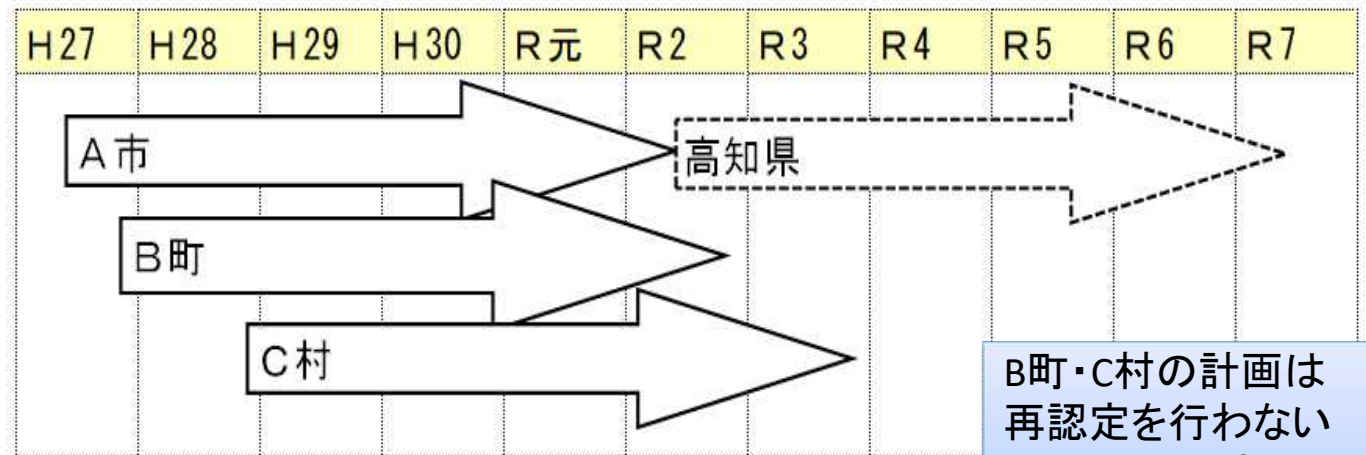


# 今までの認定と認定更新のイメージ

例：現在3市町村で認定を受けている場合

## ○今までの認定

現時点で既に特定の市町村で認定を受けている計画の有効期間中は改めて認定申請を行う必要はありません。



B町・C村の計画は再認定を行わないことで、県認定の計画に一元化

## ○認定更新

認定更新のために新たな計画を作成するには時間がかかりますので、期間満了の3か月前から更新の準備を始めることをお勧めします。

### 市町村の役割

今まで担ってきた農業者の経営実態に応じたきめ細やかな指導・支援・営農状況のフォローなどの体制はほぼ変わりません。県認定の農業者も今まで同様に、市町村から計画作成などの支援を受けることができます。

## 電子申請による手続も可能になります！

令和2年4月から電子申請手続が始まり、オンラインでの申請が可能になります。

※国・都道府県認定の電子申請手続から開始し、順次、市町村認定申請も可能となる予定です。

# 夫婦や親子などの共同認定申請

認定農業者制度では、**家族経営協定**を締結した夫婦や親子などが共同で農業経営改善計画の認定申請（共同申請）を行うことができます。

## 共同申請の メリット

- ・共同経営者としての地位・責任が明確化されます。
- ・それぞれの役割分担に基づく経営改善への取組の促進が期待されます。
- ・親子での計画づくりは将来の経営継承の円滑化にもつながります。

## 家族経営協定 とは？

- ・家族農業経営にたずさわる各世帯員が、経営方針や役割分担、収益の配分、みんなが働きやすい就業環境などについて話し合い、取り決めるものです。
- ・指定の様式はありません。（最寄りの問合せ先にご相談ください）

参考HP\_農林水産省 家族経営協定 <https://www.maff.go.jp/j/keiei/jyosei/kyoutei.html>

## 共同申請の 条件

- ・次の1～3を満たすことが必要です。
- 1 申請者が、全て同一の世帯（住居及び生計を同じくする親族の集団）に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含みます。）であること。
  - 2 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該認定申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。
  - 3 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。



# 参考 営農区域別の認定申請先

農業経営を営む 区域		認定庁	営農区域の例	お問い合わせ先	
				お問い合わせ先	住所・電話番号
単一市町村の 区域内		市町村長	一つの市町村で 営農している方	略	略
複数市 町村 にまたがる	単一都道府 県の区域内	都道府県知事	高知県内で 市町村を越えて 営農している方	高知県 農業振興部 農業担い手 支援課	〒780-0850 高知県高知市丸ノ内 1丁目7-52 TEL:088-821-4513
	複数都道府 県にまたがる	地方農政局長	中国四国農政局管内 (鳥取県、島根県、岡山 県、広島県、山口県、徳 島県、香川県、愛媛県、 高知県)で管内の県を越 えて営農している方	中国四国 農政局 担い手 育成課	〒700-8532 岡山県岡山市北区 下石井1-4-1 TEL:086-224-9414
	複数の 地方農 政局の 管区に またがる	農林水産大臣	中国四国農政局管内を 超えて営農している方	経営局 経営政策課	〒100-8950 東京都千代田区 霞ヶ関1-2-1 TEL:03-6744-2143